

北海道後志総合振興局告示第 1084 号

公 告

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、協定の相手方とする手続を実施する。

令和 4 年 9 月 16 日

北海道後志総合振興局長 天沼 宇雄

1 企画提案を募集する事項

(1) 事業名 令和 4 年度道有林後志管理区長期安定供給販売事業

(2) 事業の目的

地域の素材生産を担う林業事業者の育成を目的として、計画的な雇用の確保や設備投資等を促進するため、当該林業事業者との協定に基づいて長期的かつ弾力的に立木販売を行う事業(以下「長期安定供給販売」という。)を実施する。

(3) 対象地域等

① 対象地域

長万部町字静狩 後志管理区 103林班他 (図面参照)

② 施業別樹種別伐採面積及び数量

施業区分	樹種	面積(ha)	伐採量(m3)	備考
主伐(単層林)	トドマツ	46.52	13,255	
	スギ	7.77	1,600	
	ダケカバ	2.91	750	
主伐計		57.20	15,605	
間伐	トドマツ	41.11	3,273	
合計		98.31	18,878	

※面積及び伐採量は、立木調査の結果及び森林調査簿等から算出した概数値であり、立木調査結果によって変動する場合がある。

③ 協定森林の対象林小班及び伐採率等

別紙のとおり

協定期間

協定締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 企画提案に参加する者に必要な資格

(1) 北海道内に本店を有し、かつ、後志総合振興局管内に本店や支店、営業所(長期販売協定を締結するために設置する場合を含まない。)を有すること。

(2) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条の要件を満たす中小企業又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条の規定に定める事業協同組合であること。

(3) 「令和 3 年北海道告示第 713 号における競争入札参加資格(林産物の売払い)の資格を有していること。

(4) 「競争入札参加資格指名停止事務処理要領の制定について」(平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号総務部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納長通達)第 2 第 1 項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされているものについては、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(6) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (7) 北海道林業事業体登録実施要綱(平成24年8月27日付け林業木材第651号林業木材課経営育成担当課長通知)第3の規定による資格を有していること。
- (8) 事業協同組合として参加する場合は、構成員と重複していないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

名 称 北海道後志総合振興局森林室森林整備課 担当:八重樫
所 在 地 倶知安町南4条西1丁目 (〒044-0034)
電話番号 0136-22-4274 ファクシミリ 0136-22-3749

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 令和4年10月6日(木) 必着
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出書類 別記第3号様式に定める「参加表明書」
- エ 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)により、1部を提出

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 令和4年11月2日(水) 必着
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出書類 別記第5号様式に定める「企画提案書」
- エ 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)により、1部を提出

(4) 本事業に関する関係資料の閲覧及び複写貸出し

- ア 期間 令和4年11月1日(火)まで
- イ 場所 (1)に同じ

(5) 現場説明

現場説明は随時行うので、希望者は(1)の問合せ先まで連絡すること。

4 参加資格の審査及び企画提案書の提出

参加資格の審査を行い、審査の結果を参加表明書提出者全員に通知するとともに、審査に合格した者に対して企画提案書等の提出を要請する。

5 最良の提案をした者の選定方法

道が予め定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書の内容及び直近に実施した道有林野産物協定販売実施要領(平成21年3月19日付け道有林第884号)に基づく協定販売又は長期安定供給販売の実績評価について審査し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。審査結果は、企画提案者全員に通知するとともに、道のホームページ等により公表する。

6 協定締結及び立木売買契約

特定者を協定締結の相手方に決定したときは、「長期安定供給販売に関する協定書」(別記第7号様式)に従って協定を締結するとともに、別途、道有林野の産物売払規則等に基づき、原則として随意契約による売買契約を締結する。

7 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に参加する者に必要な資格を有さない者が提出した企画提案書は、無効とする。
- (3) 詳細は、別添の企画提案説明書による。